

令3福個答申第4号
令和3年8月3日

福岡市長 高島 宗一郎 様

福岡市個人情報保護審議会
会長 村上 裕章
(総務企画局行政部情報公開室)

保有個人情報の開示請求に係る一部開示決定処分に対する審査請求について（答申）

福岡市個人情報保護条例（平成17年福岡市条例第103号）第49条第1項の規定に基づき、令和2年11月10日付け〇〇第935号により諮問を受けました下記の審査請求について、別紙のとおり答申いたします。

記

諮問第159号

「職員ヒアリング結果に記載された個人情報」の一部開示決定処分に対する審査請求

答 申

1 審議会の結論

「職員ヒアリング結果に記載された個人情報」（以下「本件個人情報」という。）について、福岡市長（以下「実施機関」という。）が行った一部開示決定処分（以下「本件処分」という。）により非開示とした部分のうち、別表に掲げる部分については開示することが妥当である。

2 審査請求の趣旨及び経過

(1) 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、実施機関が審査請求人に対して行った、本件個人情報に係る令和2年10月5日付けの本件処分を取り消すとの裁決を求めるというものである。

(2) 審査請求の経過

① 令和2年9月24日、審査請求人は、実施機関に対し、福岡市個人情報保護条例（平成17年福岡市条例第103号。以下「条例」という。）第18条の規定に基づき、本件個人情報について開示請求を行った。

なお、審査請求人は、保有個人情報開示請求書に、開示請求に係る保有個人情報の内容として、次のように記述している。

「〇〇〇〇〇〇保有『〇〇〇〇〇職員ヒアリング結果（〇〇〇〇.〇.〇〇 〇〇:〇〇~〇〇:〇〇）』」

② 令和2年10月5日、実施機関は、本件個人情報が記録された公文書として、「〇〇〇〇〇職員ヒアリング結果（〇〇〇〇.〇.〇〇 〇〇:〇〇~〇〇:〇〇）」（以下「職員ヒアリング結果」という。）を特定し、その一部を条例第20条第2号及び第6号に規定する非開示情報に該当するとして、その余の部分を開示する本件処分を行った。

③ 令和2年10月27日、審査請求人は、本件処分を不服として審査庁である福岡市長に対して審査請求を行った。

3 審査請求人及び実施機関の主張の要旨

(1) 審査請求人の主張

審査請求人は、審査請求書、反論意見書、再反論意見書及び令和3年6月21日の当審議会審査請求部会における口頭意見陳述によると、本件処分に関して、おおむね次のように主張している。

① 本件個人情報の性質

実施機関は、平成〇〇年に、〇〇〇〇〇〇〇職員である審査請求人〇〇（以下

「本件職員」という。)が〇〇するという事案(以下「本事案」という。)が発生したことに伴い、同課職員の〇〇〇〇も含め、自身や職場の状況を聞き取るために〇〇〇〇〇が実施したヒアリング(以下「本件ヒアリング」という。)における〇〇〇〇〇職員の発言に関する情報である旨主張する。

審査請求人としても、本件ヒアリングの目的に〇〇〇〇〇職員の〇〇〇〇が含まれていたことを否定するものではないが、その主要な目的は、本件職員の〇〇についての〇〇〇〇〇ないし〇〇〇〇〇〇〇の有無を調査するために行われたものであることは明らかである。

したがって、本件個人情報、〇〇〇〇〇における業務遂行状況及び本件職員の業務遂行状況に関して聴取された情報であり、条例第20条第2号ただし書エに規定する公務員の職務の遂行に係る情報に該当すると解すべきである。

② 本件処分は条例に違反すること

ア 職員ヒアリング結果における表中の全5行のうち、1行目から3行目まで及び5行目の非開示部分(以下、当該非開示部分を「非開示部分1」という。)について

実施機関は、非開示部分1について、開示請求者以外の特定の個人を識別することができるため、条例第20条第2号に該当するとしている。

条例第20条第2号本文は、原則として第三者の個人情報を非開示とする旨規定するが、同号ただし書エにおいて「当該個人が公務員等(略)である場合において、当該情報とその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び氏名並びに当該職務遂行の内容に係る部分(当該公務員等の職及び氏名に係る部分を開示することにより、当該個人の権利利益を不当に害するおそれがある場合にあっては、当該部分を除く。)」を除くと規定している。

条例第20条第2号ただし書エにおいて、公務員の職務の遂行に係る情報を原則開示と規定したのは、その情報の公共性・重要性の高さを鑑みたものと解されるところ、例外的にこれを非開示とするためには、当該個人の権利利益を不当に害するおそれは、単に抽象的なものでは足りず、不当な権利利益の侵害が発生する具体的かつ高度の蓋然性が認められる場合に限定されるべきである。しかるに、非開示部分1においては、そのような危険性はおよそ認められず、実施機関が主張するような除外事由は存在しない。

なお、実施機関がどうしても不当な権利利益の侵害が発生する懸念を払拭できないというのであれば、発言者の氏名を非開示とすることで対処することができたというべきであり、そのような限定をすることなく一切を非開示としたことは、条例の趣旨を著しく没却するものであって到底許容することは出来ない。

また、実施機関は、非開示部分1について条例第20条第6号にも該当する旨主張するが、上記①の本件個人情報の性質からすると、これを開示することによって、今後の人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に著しく支障を及ぼすとは到底考えることができない。

があるなど、第三者である個人の権利利益を不当に害するおそれがあることから、条例第20条第2号ただし書エの括弧に規定する除外事由に該当するため、同号ただし書エには該当しない。

また、非開示部分1を開示することとなれば、同様のヒアリングにおいて職員が率直な発言を控え、真実が語られなくなるなど、今後の人事管理に係る事務の適正な執行に著しく支障を及ぼすおそれもあることから、条例第20条第6号にも該当する。

イ 非開示部分2について

非開示部分2は、本件ヒアリングにおいて、秘密が守られることを前提として、〇〇〇〇〇職員が自身や職場の状況について率直に発言した内容を記録したものである。

仮に、発言者の意図に反し、聞き取り内容を開示することとなれば、今後、類似の聞き取りに対し、率直な発言を期待することが困難となり、結果、正確な事実の把握を困難とし、適正な人事管理が行えなくなるなど、公正かつ円滑な人事の確保に著しく支障を及ぼすおそれがあることから、条例第20条第6号に該当する。

また、〇〇〇〇〇職員が自身の内心等を率直に発言した内容であり、開示請求者以外の個人に関する情報に当たることから、条例第20条第2号にも該当する。

4 審議会の判断

上記のような審査請求人及び実施機関の主張に対して、当審議会は次のとおり判断する。

(1) 本件個人情報について

実施機関は、本件個人情報が記録された公文書として、職員ヒアリング結果を特定し、本件処分を行っている。

(2) 非開示部分1及び2について

① 実施機関は、非開示部分1について、開示請求者以外の特定の個人を識別することができるため、条例第20条第2号本文に該当し、同号ただし書のいずれにも該当しないことを理由に、これを非開示としている。

また、実施機関は、非開示部分1を開示することとなれば、同様のヒアリングにおいて職員が率直な発言を控え、真実が語られなくなるなど、今後の人事管理に係る事務の適正な執行に著しく支障を及ぼすおそれもあることから、条例第20条第6号にも該当する旨主張する。

② 実施機関は、非開示部分2について、各発言者は発言内容の秘密が守られることを前提に発言したものであり、仮に、発言内容を開示することになれば、今後、類似のヒアリングに対し、率直な発言を期待することが困難となり、結果、公正かつ円滑な人事の確保に著しく支障を及ぼすおそれがあるため、条例第20条

第6号に該当することを理由に、これを非開示としている。

また、各発言者が自身の内心等を率直に発言した内容であり、開示請求者以外の個人に関する情報に当たることから、条例第20条第2号にも該当する旨主張する。

- ③ すなわち、実施機関は、非開示部分1及び2について、条例第20条第2号及び第6号のいずれにも該当する旨主張する。

(3) これに対し、審査請求人は、非開示部分1及び2の開示を求めているものと解されるので、以下、条例第20条第2号及び第6号該当性について検討する。

(4) 非開示部分1及び2の条例第20条第6号該当性について

- ① 条例第20条第6号は、市の機関又は国等が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に著しく支障を及ぼすおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものについて、非開示とする旨定めている。

- ② 本件ヒアリングは、上記3(1)①で述べたとおり、本事案の発生に伴い、〇〇〇〇〇職員の〇〇〇〇〇も含め、自身や職場の状況を聞き取ることを目的として行われたものである。この種のヒアリングにおいては、各発言者が躊躇することなく安心して、率直に事実等を申述する環境を整える必要があるところ、誰がどのような発言を行ったかなど、個人の内心に関わる情報が明らかになると、今後、同種の事案において、率直な心情を伝えることや、詳細な情報を提供することに消極的になるおそれがある。

その結果、正確な事実の把握等が困難となり、人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に著しく支障を及ぼすおそれがあることから、以下、条例第20条第6号該当性について検討する。

- ③ 職員ヒアリング結果における表中の1行目及び2行目については、本件ヒアリングにおける各発言者の職・氏名等の属性が記録されており、表中の3行目及び4行目の2列目から13列目までについては、当審議会において確認したところ、本件ヒアリングにおける各発言者の発言内容が記録されており、その非開示部分には各発言者個人の内心に関わる情報や職員の〇〇〇〇〇などが含まれていることが認められる。

これらの情報が明らかになると、上記②で述べたとおり、公正かつ円滑な人事の確保に著しく支障を及ぼすおそれがあると認められることから、条例第20条第6号に該当し、非開示とすることが妥当である。

- ④ 一方で、表中の4行目の1列目については、当審議会において確認したところ、本件ヒアリングにおける聴取項目が記録されており、表中の5行目については、各発言者の属性や発言内容以外の情報が記録されているが、これらの情報が各発言者の発言内容と同視し得るような特別の事情も見当たらず、開示したとしても公正かつ円滑な人事の確保に著しく支障を及ぼすおそれがあるとは認められ

旨主張するが、当審議会において開示することが妥当と判断した部分を除き、本件処分が条例上の妥当性を欠くとまでは認められない。

以上により、実施機関が本件個人情報について行った本件処分について、「1 審議会の結論」のとおり判断する。

5 審議の経過

年 月 日	審 議 の 経 過
令和2年11月10日	審査庁から諮問
令和3年1月29日	実施機関から弁明意見書を受理
令和3年3月15日	審査請求人から反論意見書を受理
令和3年4月26日（第224回審査請求部会）	審議
令和3年5月24日（第225回審査請求部会）	実施機関から意見聴取及び審議
令和3年5月27日	実施機関から再弁明意見書を受理
令和3年6月17日	審査請求人から再反論意見書を受理
令和3年6月21日（第226回審査請求部会）	審査請求人から意見聴取及び審議
令和3年7月14日（第227回審査請求部会）	審議
令和3年8月2日（第228回審査請求部会）	審議

別表

開示することが妥当である部分
職員ヒアリング結果における表中の全5行のうち、4行目の1列目
職員ヒアリング結果における表中の全5行のうち、5行目